

領知朱印状

〈解説文〉

信濃国伊那郡之内七拾九箇村、
筑摩郡之内七箇村、高三万
三千石 目録在 事、充行之訖、依
正徳之例領知之状、如件
別紙

享保二年八月十一日 ○

内藤伊賀守とのへ

〈読み下し文〉

信濃国伊那郡のうち七十九か村、筑摩郡のうち七か村、高三万三
千石（別紙目録あり）のこと、これをあてがいおわんぬ、正徳の
例により領知の状、くだんのごとし

享保二年八月十一日 ○（朱印）

内藤伊賀守 殿へ

三万三千石の内訳は、伊那郡の六か郷（入野谷郷・藤沢郷・川
下郷・春近郷・中沢郷・上伊那郷）七十九か村と、筑摩郡洗馬郷
の七か村である。上伊那郷を除く伊那郡五か郷は内郷（城付地）、
上伊那郷と洗馬郷を外郷（飛び地）とも称した。

〈用語の解説〉

・充行（宛行）：所領や俸禄を与えること。

・訖：文章の語尾に付けて意味を強調する。

・如件：「くだんのごとし」と読む。文書の書き止めに用いられる慣用句で、上記の通りである、の意。

〈解説〉

領知朱印状とよばれる。将軍が諸大名に対して、従来の領地
を引き続いて領知（領有・支配）することを承認する公文書のこ
とで、大名家が拠つて立つところの存立基盤を保障したものであ
る。原則として石高十万石以上の大名は判物、十万石以下には朱
印状が与えられた。「正徳の例により領知」とあるのは、正徳2（1
712）年に初代藩主清枚が下付された朱印状をさす。史料は享
保2（1717）年、二代藩主清房（頼卿）に宛てて発給された

ものの写しである。原本の○には朱印が押されていた。

三万三千石の内訳は、伊那郡の六か郷（入野谷郷・藤沢郷・川
下郷・春近郷・中沢郷・上伊那郷）七十九か村と、筑摩郡洗馬郷
の七か村である。上伊那郷を除く伊那郡五か郷は内郷（城付地）、
上伊那郷と洗馬郷を外郷（飛び地）とも称した。

「別紙目録あり」は領知目録のこと、諸大名が領知する村々
を書き上げた明細である。領知目録は10月29日に江戸留守居役

が受け取った（『世乗』六）。

高遠藩が治めていたのは、現在の伊那市高遠町の高遠城を中心
に、伊那市のほとんどの地域と宮田村・駒ヶ根市的一部、さらに
辰野町や塩尻市・東筑摩郡朝日村までに及び、領地が入り組んで
いた。

【参考文献】

- ・長谷川正次『高遠藩』〈シリーズ藩物語〉 現代書館
- ・新井敦史『武士と大名の古文書入門』天野出版工房
- ・日本歴史学会編『概説古文書学 近世編』吉川弘文館